

東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者におけるデジタル技術の活用を推進し、もって省力化及び生産性向上を図るため、村内の中小企業者が実施する取組に必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 省力化・生産性向上設備 中小企業者の省力化又は生産性向上に資する設備のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3) デジタル技術 情報のデジタル化、処理、分析、伝達等を行うための技術であり、ICT、IoT、AI、クラウドサービス、データ解析技術その他これらに類する技術をいうものとする。これらの技術を活用することにより、中小企業の省力化又は生産性向上を目的とした業務プロセスの変革を図ることが可能なものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に事業所又は事務所を有する中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 村税に未納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、補助対象者自らが省力化又は生産性向上を目的として導入する省力化・生産性向上設備であって、デジタル技術を活用するものとする。

2 補助対象事業は、補助金の申請をしようとする年度内において完了しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、補助対象事業に係る設備の購入費(リース契約及び利用契約を含む。)及び当該設備の設置費、配送費、工事費、付属設備の改修費、セッティング費等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 次に掲げる物品等の購入費

ア パソコン、スマートフォン、タブレット等汎用性があり、事業計画書に記載の事業以外の用途にも使用できる物品

イ 車両等運搬具(付属部品費、修理費、車検費等含む。)

ウ 空調設備、照明設備、太陽光発電設備、蓄電池、換気設備、給湯設備、熱電供給システム等の省エネ設備

エ 中古の物品

オ 一般価格又は市場相場と比較し、著しく高額な物品

(2) リース又は利用契約により設備を導入する場合は、契約に係る金利又は保険料

(3) 設備を購入する場合は、過去にリース契約又は利用契約により本補助金を使用したもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象事業に係る設備を購入する場合は50万円を、リース契約又は利用契約により設備を導入する場合は10万円を限度とする。

(交付申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交

付申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて，村長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は，直近の確定申告書の写し又は村内で事業を営んでいることが分かる書類）
- （4） 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
- （5） 仕様書，カタログ等導入する設備の概要が確認できる書類の写し
- （6） 施設改修又は設備の設置を伴う場合は，改修箇所又は設置箇所の現況写真
- （7） 前各号に掲げるもののほか，村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は，同一年度内において，1補助対象者につき1回を限度とする。

（交付決定等）

第8条 村長は，前条第1項の規定による申請があったときは，当該申請内容を審査の上，補助金の交付の適否を決定し，東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした申請者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，やむを得ない理由により補助対象事業を変更し，又は中止しようとするときは，東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付決定変更（中止）承認申請書（様式第5号）により村長の承認を受けなければならない。ただし，軽微な補助対象事業の変更については，この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な補助対象事業の変更とは，事業の目的及び計画以外の変更であって，次に掲げるものとする。

- （1） 変更前の補助金交付決定額からの減額が20%以内の変更
- （2） 補助対象経費の各経費区分間における20%以内の金額の配分変更

3 村長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更又は中止の適否を決定し、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付決定変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて村長へ提出しなければならない。

（1） 成果書（様式第8号）

（2） 収支決算書（様式第9号）

（3） 設備の導入に係る契約書の写し

（4） 補助対象経費の支払を証する書類の写し

（5） 施設改修又は設備の設置を伴う場合は、改修後又は設置後の写真

（6） その他村長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りではない。

（補助金交付の時期及びの請求）

第12条 村長は、補助事業者が補助対象事業を完了した後において、補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村中

小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付請求書（様式第11号）により村長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 村長は、第9条第3項の規定により補助対象事業の変更若しくは中止を承認した場合又は前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該変更、中止又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助金交付決定変更超過交付（中止・取消し）分返還通知書（様式第13号）により、期限を定めて、補助事業者はその返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により導入した設備の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、廃棄し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 補助対象事業が完了した日の属する年度の3月末日の翌日から起算して5年を経過した場合

（2） 天災による破損等の自己の責めに帰することのできない事由により補助対象設備を処分する場合

（3） 初期不良又は故障により補助対象設備を買い替え、又は処分する場合

（4） その他村長が必要と認める場合

2 補助事業者が、前項ただし書の規定により、交付決定に係る設備を処分するときは、あらかじめ、東海村中小企業省力化・生産性向上設備導入支援補助財産処分届出書（様式第14号）を村長に提出しなければならない。

(証拠書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 村長は、補助事業の実施による事業効果等を確認するため、補助事業完了後も補助事業者に対し必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

省力化・生産性向上設備
製造ロボット，配膳ロボット，生産管理システム，予約管理システム，作業工程管理システム，受発注システム，物流管理システム等